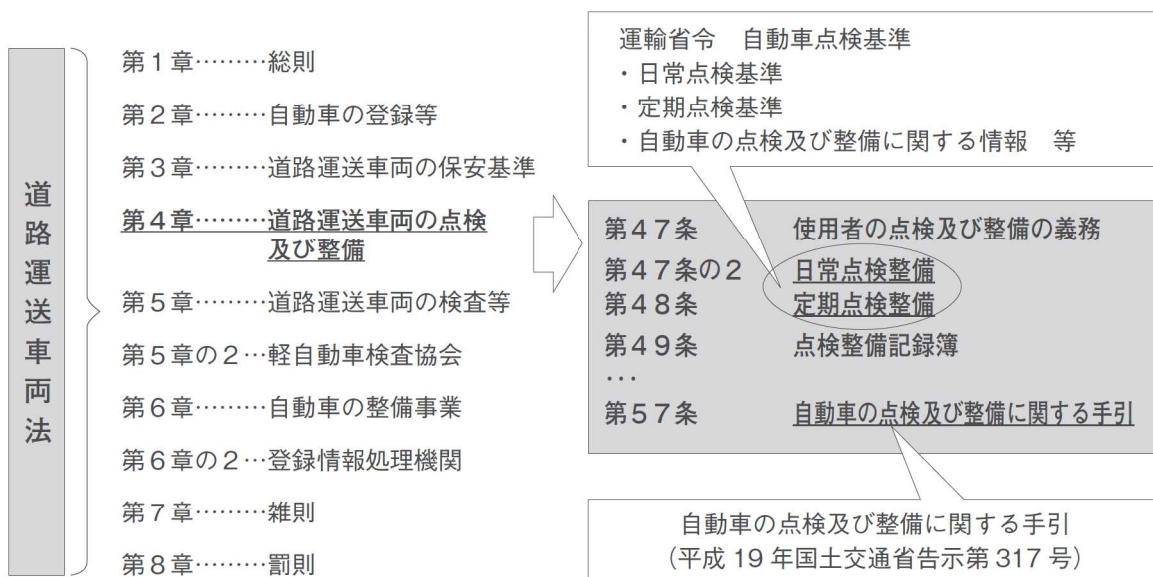


V. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者は、道路運送車両法第47条の2の日常点検整備及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作業者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の点検をし、及び必要に応じて整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

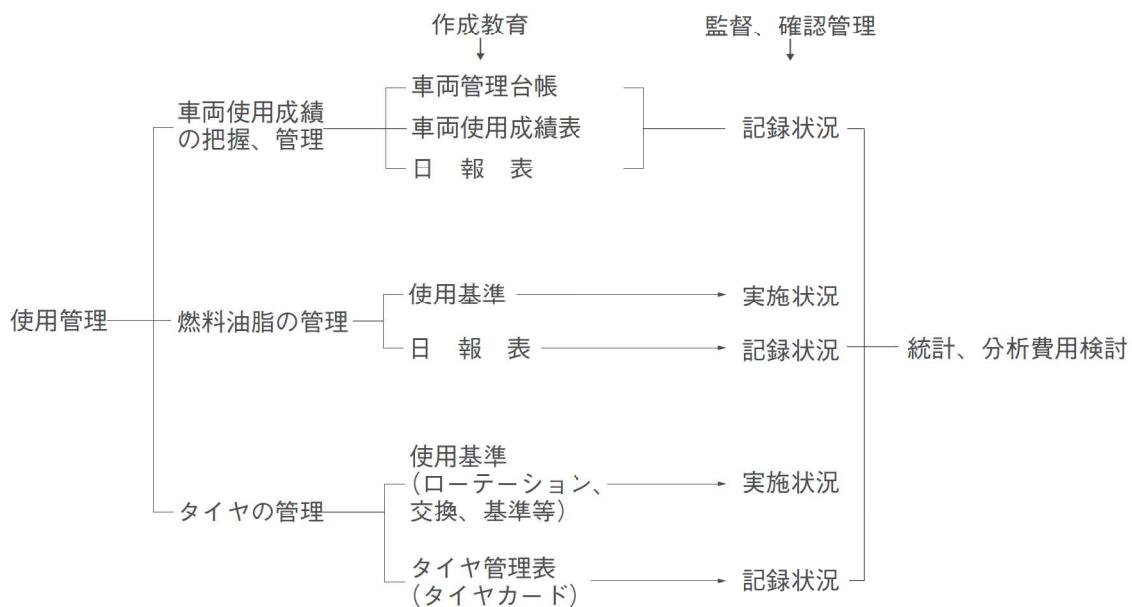
(1) 点検・整備の体系



(2) 整備管理の体系



(3) 使用管理の体系



2. 日常点検整備と定期点検整備

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準で定められています。

(1) 日常点検整備

事業用自動車等の自動車の使用者又は自動車を運行する者は、日々の自動車の安全を確保するため、1日1回、その運行の開始前において、目視等により日常点検を実施しなければなりません。

整備管理者は、運転者に対し、日常点検表等をもとに、点検箇所、点検方法、点検結果の判定について十分な教育を行う必要があります。

また、整備管理者は、運転者に運行の開始前に点検を実施させ、その結果を報告させる等により自動車の状態を確認し、運行が可能かどうか決定しなければなりません。

なお、不具合箇所が報告されたときは、その状態を修復させるための整備を行った後に運行させますが、その際、運行の中止等が生じますので、運行管理者（配車係等）との連携が必要です。

点検項目は、自動車点検基準別表第1に定められています。

自動車点検基準 別表第1
(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)

点検箇所	点 檢 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。(※1) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。(※2)
3 バッテリ	液量が適当であること。(※1)
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。(※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。(※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。(※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。(※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。(※1)
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウィンド・ウォッシャ及びワイパー	1 ウィンド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。(※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。(※1)
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(2) 定期点検整備

自動車は、運行することによって各部品・装置に衝撃を受け、材質の疲労による損傷、締め付け部の緩み、取り付け部の脱落等が生じ、また、経年変化による部材の劣化等により、その状態が変化します。

そのまま放置すると、路上故障の発生が危惧され、車両故障の内容によっては、事故となるおそれもあります。

特に、高速道路における高速走行時の車両故障は、大きな事故となる危険性を秘めており、また、道路上での立ち往生は、他の交通の障害となるばかりか、二次災害的事故を誘発する原因ともなります。

このようなことを防ぐため、事業用自動車等の使用者は自動車の走行距離等の使用条件を考慮して点検基準を作成し、これに基づき整備管理者が定期点検整備の実施計画を定め確実に実施しなければなりません。

また、定期点検整備を実施したときは、点検整備を実施した年月日、点検の結果等を点検整備記録簿に記載し、営業所又は事務所において点検整備記録簿の写し又は電子的記録等のこれと同等と認められるものを営業所又は事務所において1年間保存しなければなりません。

事業用自動車等については、3ヶ月毎に定期点検を確實に実施しなければなりません。

点検項目は、トレーラ以外については自動車点検基準別表第3に、トレーラについては自動車点検基準別表第4に定められています。

自動車点検基準

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷(*2)	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	連結部のがた(*2)	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 2 油漏れ及び油量(*2)	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバー	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗(*2)	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	1 ディスクとパッドとのすき間(*2) 2 パッドの摩耗(*2)	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態 (*2) 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた (*2)	1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (*3) 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ 2 ベローズの損傷 (*2) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷 (*2)	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量 (*2)	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み (*2)	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	油漏れ及び油量 (*2)	
電気装置	点火装置	1 点火プラグの状態 (*2) (*4) 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	1 エア・クリーナ・エレメントの状態 (*2) 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンド・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスターの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態

警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置作用			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷(*2)	マフラの機能	
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷	
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷(*3) 4 スペアタイヤの取付状態(*3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷(*3)		
連結装置		1 カプラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷	
座席		座席ベルトの状態(*1)	
開扉発車防止装置		機能	
その他	シャシ各部の給油脂状態	(*5) (*6) 車載式故障診断装置の診断の結果	

(注)

- 1 (*1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。
- 2 (*2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- 3 (*3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
- 4 (*4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- 5 (*5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
- 6 (*6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害低減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第74号）に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期		3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を 加えたもの)
点検箇所			
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	ブレーキ・チャンバー	ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ		機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 (*1)	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	1 ディスクとパッドとのすき間 (*1) 2 パッドの摩耗 (*1)	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	1 タイヤの状態 (*1) 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (*2) 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ 2 ベローズの損傷 (*1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷 (*1)	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	
車体及び車体		1 緩み及び損傷 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (*2) 3 スペアタイヤの取付状態 (*2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷 (*2)	
連結装置			1 カプラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
その他		シャシ各部の給油脂状態	

(注)

- 1 (*1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。
- 2 (*2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

(3) 日常点検整備の実務

○点検時の要点

①冷却水量

- ・補給しても短時間で再び減少するときは、冷却系統からの水漏れの恐れがある。
- ・ラジエター・キャップから冷却水を補給する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

②エンジン・オイル

- ・補給時は、オイル・レベル・ゲージの「MAX」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・オイルの色・粘度を見て劣化具合を確認する。
- ・オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合には引火の恐れもあるので、きれいに清掃する。

③タイヤの空気圧、ホイール、ホイール・ナット等の状態

- ・タイヤ・ゲージや点検ハンマで空気圧をチェックする。空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。
- ・ホイールに損傷がないか? ホイール・ナット等は適正トルクで締め付けられているか? を確認する。

④タイヤの溝の深さ・損傷、異物の有無

- ・タイヤのスリップサイン表示位置(▲位置)の摩耗限度表示を参考にする。なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。(小型トラック用タイヤ:2.4mm、トラック及びバス用タイヤ:3.2mm)
- ・タイヤ全体を見て損傷がないか? 異物が刺さっていないか? を確認する。

⑤バッテリ液量

- ・補充時は、「UPPER」レベルを超えないように注意する。

⑥ブレーキ液量

- ・ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

⑦パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ

- ・引きしろのノッチ数(カチカチ音)は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

⑧ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターを破損する恐れがある。

※次頁に日常点検表(大型車の例)を掲載しましたので参考にしてください。

日常点検表（大型車の例）

登録番号又は車番

平成 年 月 日 天候：

運転者(点検者)名

整備管理者 印
運行管理者 印

日 常 点 検 項 目

点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否
エンジンルーム	原動機	冷却水の量(※)	運転席	踏みしろ及び効き	
		ファン・ベルトの張り具合、損傷(※)		ブレーキ液の量	
		エンジン・オイルの量(※)		空気圧力	
車両の周り	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷		バルブからの排気音	
		ディスク・ホイールの取付		駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	
		空気圧		ウオッシャ液量及び噴射状態(※)	
		亀裂・損傷		ワイパーの払拭状態(※)	
		異状摩耗		かかり具合・異音(※)	
		溝の深さ(※)		低速及び加速の状態(※)	
	バッテリ	バッテリ液の量(※)		運行において異状が認められた箇所	
	エア・タンク	凝水		注：(※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。	

自 主 点 検 項 目 等

点検項目	点検内容	良・否
その他	チャート紙の装着	

不 良 箇 所 及 び 処 置

箇所名	処置

(4) 定期点検整備の実務

予防整備ガイドラインを活用して、車両の故障を未然に防止しましょう。

定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検を実施します。実施したときには、その旨及び実施者等を記入し、実施状況を把握します。（電子的に管理することも可能です。）

また、自動車の使用者は、定期点検記録簿を自動車に備え置き、定期点検整備を実施したときは、点検の年月日、点検結果等を定期点検記録簿に記載し、1年間保存しなければなりません。なお、その写しを営業所又は事務所においても1年間保存することが必要です。

事業用自動車等の定期点検整備計画（実施）表（例）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
品川〇〇 あ1234	予定			〇8			〇10			〇6			〇11	
	実績			8日印			10日印							
品川〇〇 あ5678	予定		〇10			〇8			〇20			〇3		
	実績		12日印			7日印								
品川〇〇 あ9876	予定		〇13			〇8			〇20			〇15		
	実績		13日印			25日印								
品川〇〇 あ5432	予定	〇17			〇12			〇20			〇19			
	実績	17日印			15日印			18日印						
・ ・	予定													
	実績													

記入要領：3月ごとの定期点検「〇」12月ごとの定期点検「◎」

印：実施者の印（又はサイン等）

自動車の区分によって定期点検の実施時期や自動車検査証の有効期間が異なるので、個々の自動車毎に把握しておきます。定期点検整備の実施に伴い、

- ・タイヤのローテーション
- ・冷却水の交換
- ・ブレーキ・オイルの交換
- ・エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・その他必要な箇所の点検整備等

についても計画的に実施することが必要です。

(5) 定期点検と特定整備

定期点検の実施は、点検基準にそって実施しますが、分解整備を行わなければ点検できない箇所や、点検の結果により分解整備が必要となる場合があります。自動車運送事業者が、有償・無償に関わらず、繰り返しまたは反復的に自社車両の特定整備を行う場合でも未認証行為に該当します。定期点検整備時や、臨時整備等で特定整備に該当する作業を行う場合は、地方運輸局長の認証を受けなければなりません。

【参考】

○ 道路運送車両法第78条（認証）

自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

○ 道路運送車両法第109条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1. ~ 10. (略)

11. 第78条第1項の規程による認証を受けないで自動車特定整備事業を経営した者

○ 道路運送車両法施行規則第3条（特定整備の定義）

分解整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一 原動機を取り外して行う自動車整備または改造。

二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラシャフトまたはデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造。

三 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）またはリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備または改造。

四 かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造。

五 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバー、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）もしくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、または二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造。

六 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備または改造。

七 けん引自動車または被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カプラを除く）を取り外して行う自動車の整備または改造。

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運転装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

STOP違法整備!!

あなたのクルマは 違法に整備されていませんか？



次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でしかできません！

2 動力伝達装置

(ドライブシャフトなどの脱着)

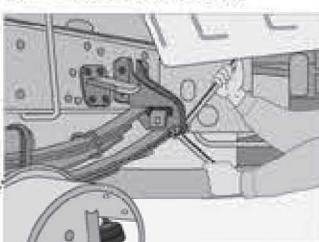


1 原動機（エンジン脱着）



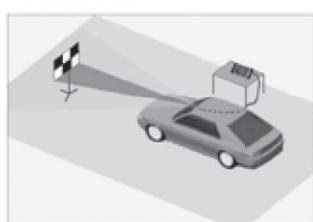
6 緩衝装置

(リーフスプリング脱着)



7 運行補助装置

(自動ブレーキ用カメラ
の調整など)



5 制動装置

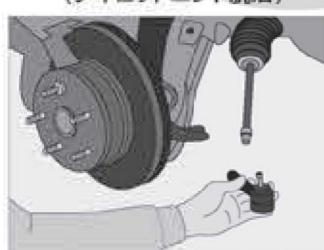
(ブレーキパッドなどの交換)



3 走行装置 (ロアアーム脱着)

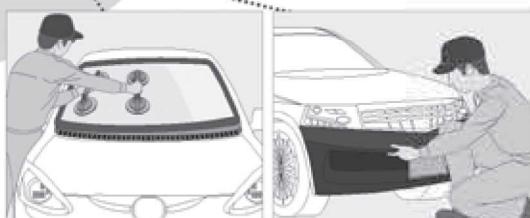


4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置

(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている
窓ガラス・バンパーなどの脱着)



8 自動運行装置

(レベル3以上の自動運転を行うための
装置に係る整備・改造)

未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を經營しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならぬ。

道路運送車両法 第百九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を經營した者

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編)

令和2年3月

－先進技術の確実な整備のために－

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載



にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング

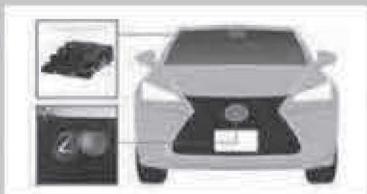
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



国土交通省

最新の情報は
こちらへ



●分解整備事業者のみなさまへ●

※指定整備事業者は、併せて指定整備事業者編もご覧ください

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となります。

また、令和3年10月1日より、点検基準が改正され、点検の結果生じる整備に電子制御装置整備の認証が必要となる作業が発生します。



運行補助装置^(★1) 及び自動運行装置のない車両

→これまでと同じように点検・整備ができます

対象となる車両について

車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。
国土交通省のHPから確認ください。



運行補助装置^(★1) 又は自動運行装置のある車両

→分解整備については、これまでと同じように点検・整備ができます

→電子制御装置整備を行う場合は、以下のとおりとしてください

自身の責任で整備作業をする場合

- 電子制御装置整備の認証が必要です
- この場合、一部作業（例：バンパの交換作業）を、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者に外注することも可能です。一部作業を外注した場合、外注先の事業者から、当該作業について記載した特定整備記録簿の写しをもらうようにしてください

認証を受けている事業者の標識
(イメージ)



近畿運輸局長認証

普通 自動車特定整備事業



近畿運輸局長認証

普通 小型 自動車特定整備事業

自身の責任で整備作業をしない場合

- 電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者に委託してください
- ユーザーには、委託先の事業者が交付した特定整備記録簿の写しを渡してください

*エンジンの脱着等で生じるバンパの交換作業等は、令和6年4月1日までは、経過措置により引き続き行うことが可能です

▼▼▼ R3. 10/1～ 点検基準(12ヶ月毎)の改正後 ▼▼▼

ABS、運行補助装置、自動運行装置などの「車載式故障診断装置の診断の結果」が、1年ごと^(★2)の定期点検項目として追加されます。

点検の結果「電子制御装置整備」が必要となる場合は、電子制御装置整備の認証を受けて整備を行うか、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者に委託をしてください。

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、牽引自動車、二輪自動車は対象外

—自動車特定整備事業の認証パターンについて—

- (I) 分解整備のみを行うパターン
- (II) 電子制御装置整備のみを行うパターン
- (III) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン が可能です

※いずれも、"自動車特定整備事業者"です

【特定整備(I・IIの両方を指す)】

(I) 分解整備

(II) 電子制御装置整備

—分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準—

設備に関する基準

・電子制御装置点検整備作業場

※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です

※完成検査場とも兼用可能です

※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です

・整備用スキャンツール

・(水平面を確認するため)水準器

・整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制

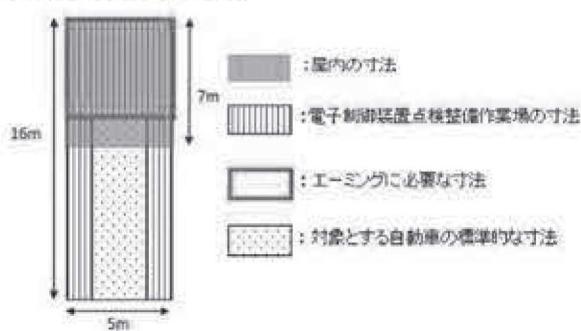
→ FAINESへの加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。

従業員に関する基準

・2名以上、うち1名は「一級自動車整備士(二輪除く)」又は「一級二輪自動車整備士若しくは二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者」

・従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

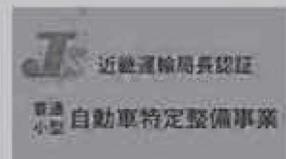
普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

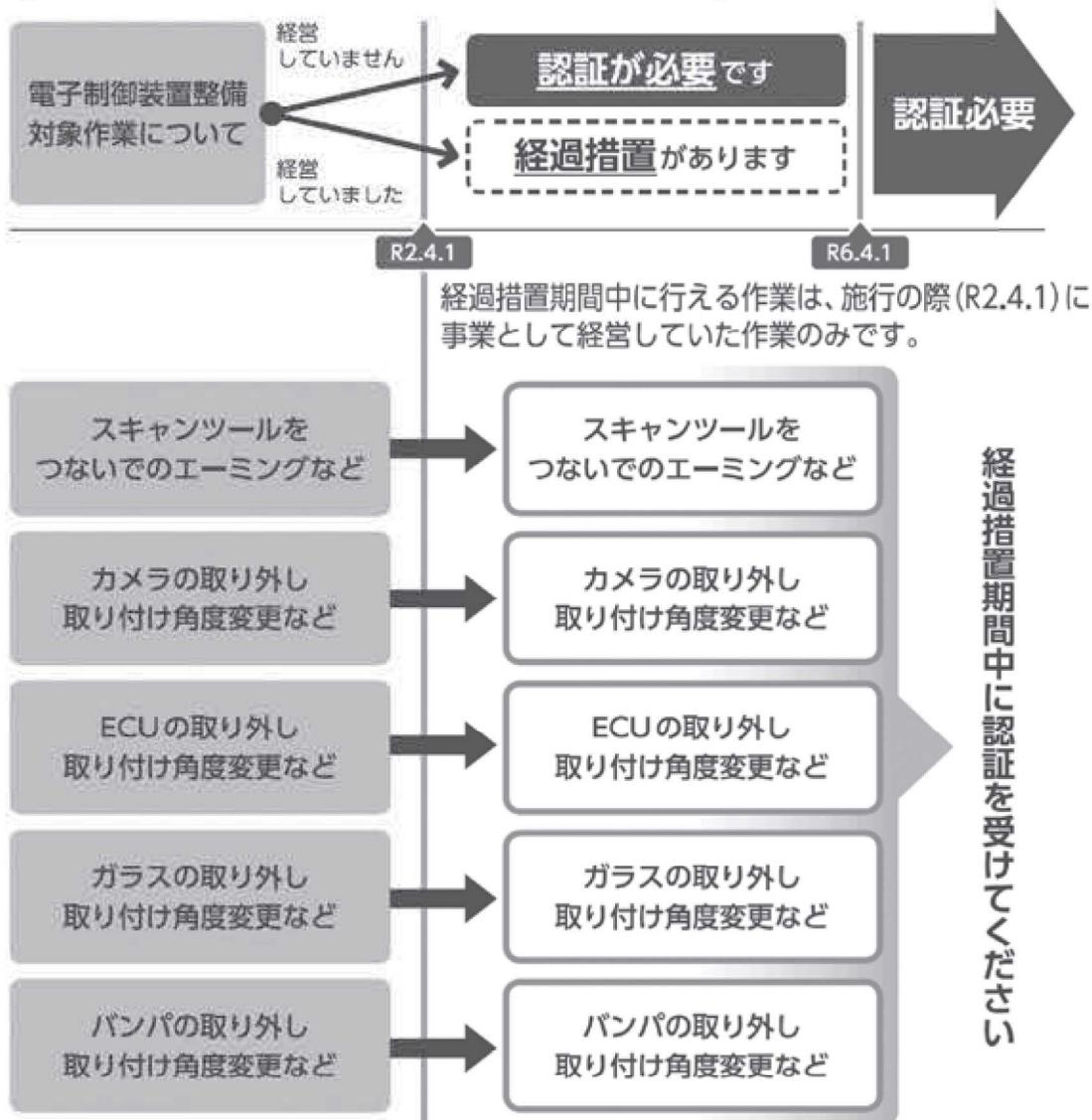
標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。



●新たな認証をとるまでに……●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



国土交通省

(6) 自動車車庫の管理

自動車の車庫は、自動車が運行していない場合、常に収容しておくとともに次の運行の準備、点検、清掃、給油などを行うところです。能率的に作業ができるよう器具並びに施設の配置などに配慮して、より良い車両管理の環境を築きあげることが必要です。なお、自動車点検基準には次のように定められています。

(自動車車庫の基準)

第6条 法第56条の技術上の基準は次のとおりとする。

1. 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。
2. 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第一条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる充分な広さを有すること。
3. 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

測定用器具	作業用器具、工具	手工具
イ 物さし又は巻尺	イ ジャッキ又はリフト	イ 両口スパナ
ロ タイヤ・ゲージ	ロ 注油器	ロ ソケット・レンチ
ハ タイヤ・デプス・ゲージ	ハ ホイール・ナット・レンチ	ハ プラグ・レンチ
ニ (蓄電池の充放電の測定具)	ニ 輪止め ホ (タイヤの空気充てん具) ヘ (グリース・ガン) ト (点検灯) チ (トルク・レンチ)	ニ モンキー・レンチ ホ プライヤ ヘ ペンチ ト ねじ回し チ (ハンド・ハンマ) リ (点検用ハンマ)

プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のみの車庫には適用しない。
括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。